

受 番	験 号	
--------	--------	--

試験日： 令和8年1月28日

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（注意事項）

1. 設問の文中において、法令等抜粋している設問の中には文言を一部省略しているものもあります。
2. 各設問の語句の定義については、各法令の定めによります。

I. 次の問題の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1

【貨物自動車運送事業法】（輸送の安全）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送（以下「過積載による運送」という。）の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

()

問題 2

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運転者等台帳）

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、法令で定める事項を記載し、かつ、写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

()

問題 3

【道路交通法】（停車及び駐車を禁止する場所）

車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び交差点の側端又は道路の曲がり角から十メートル以内の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

()

問題 4

【労働基準法】（休憩）

使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも三十分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

()

問題 5

【道路運送車両法】（自動車検査証の有効期間）

車両総重量八トンを超える貨物事業用自動車の自動車検査証の有効期間は二年である。

()

問題 6

【貨物自動車運送事業法】（定義）

この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

一般貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

()

問題 7

【貨物自動車運送事業法施行規則】（届出）

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であって、役員又は社員に変更があった場合及び定款並びに資本金の額に変更があった場合には、その旨を届け出なければならない。

()

問題 8

【道路運送法】（自動車に関する表示）

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の内側に、使用者の氏名、名称又は記号その他国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

()

問題 9

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者等の選任）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。

()

問題 1 0

【道路運送車両法】（日常点検整備）

自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

()

問題 1 1

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

拘束時間は、一箇月について二百八十四時間を超えず、かつ、一年について三千三百時間を超えないものとする。ただし、労使協定により、一年について八箇月までは、一箇月について三百十時間まで延長することができ、かつ、一年について三千四百時間まで延長することができるものとする。

()

問題 1 2

【労働安全衛生法】（健康診断）

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

()

問題 1 3

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（過労運転等の防止）

貨物自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。

また、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならないが、運行管理者がやむを得ないと判断したときはこの限りではない。

()

問題 1 4

【貨物自動車運送事業法】（名義の利用等の禁止）

一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

()

問題 1 5

【道路運送車両法】（定期点検整備）

貨物自動車運送事業の用に供する自動車は三ヶ月毎に定期点検を行わなければならない。

()

問題 1 6

【貨物自動車運送事業報告規則】（臨時の報告）

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長等から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長等は、当該報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

()

問題 1 7

【道路運送法】（使用の制限び禁止）

国土交通大臣は、自家用自動車を使用する者が貨物自動車運送事業法第三条若しくは第三十五条第一項の許可を受けず、又は同法第三十六条第一項の届出をしないで、自家用自動車を使用して貨物自動車運送事業を営んだときは、三月以内において期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

()

問題 1 8

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（輸送の安全）

貨物自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通省大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上及び荷主の利便の向上に努めなければならない。

()

問題 1 9

【労働基準法】（記録の保存）

使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を三年間保存しなければならない。

()

問題 2 0

【貨物自動車運送事業法】（一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表）

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

()

問題 2 1

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

()

問題 2 2

【貨物自動車運送事業法施行規則】（書面の交付）

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第二十四条第二項の規定により書面を交付した場合は、当該書面の写し（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。）を三十日間保存しなければならない。

()

問題 2 3

【自動車事故報告規則】（速報）

事業者等は、その使用する自動車について、五人以上の重傷者を生じた事故があったときは、電話、その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

()

問題 2 4

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（点呼等）

貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、点呼により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

()

問題 2 5

【道路運送法】（有償旅客運送の禁止）

貨物自動車運送事業を経営する者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であつて都道府県知事の許可を受けたときは、この限りではない。

()

II. 次の問題の文書の指示に従って設問に答えなさい。

問題 2 6

【自動車事故報告規則】（定義）

事業者が、届出しなければならない事故として自動車事故報告規則に定められている事項について、誤っている事項を①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 運転者の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの
- ② 道路交通法に規定する酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転のいずれかを伴うもの
- ③ 高速自動車国道又は自動車専用道路において、二時間以上自動車の通行を禁止させたもの

()

問題 2 7

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者の業務）

貨物自動車運送事業輸送安全規則に規定されている運行管理者の業務について、誤っている事項を①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 運転者に適性診断を受けさせること。
- ② 運行記録計を管理し、及びその記録を保存すること。
- ③ 事業用自動車の事故が発生した場合には、事故の内容を記録し、及びその記録を保存すること。

問題27については、問題内容に誤りがございました。

誤っている事項を①～③より1つ選ぶ問題となっていますが、3つとも正解となります。

問題 2 8

【貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則】（掲示事項等）

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第十一条の規定により、国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならないが、掲示しなければならない事項として誤っているものを、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 運送約款
- ② 当営業所に選任されている運行管理者の氏名
- ③ 運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）

()

問題 29

【貨物自動車運送事業法】（安全管理規程等）

輸送の安全を確保するために一般貨物自動車運送事業者が安全管理規程に定める遵守すべき事項として正しい事項を、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 運賃及び料金の收受に関する事項
- ② 運行管理者の選任に関する事項
- ③ 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

()

問題 30

【貨物自動車運送事業報告規則】（事業報告書及び事業実績報告書）

貨物自動車運送事業報告規則に貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、事業報告書及び事業実績報告書を決められた時期に提出しなければならないとあるが、一般貨物自動車運送事業者が提出する当該報告書の報告期間及び提出時期を次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ・事業報告書は、（ A ）に係るものを（ B ）に（ C ）へ提出する。
- ・事業実績報告書は、（ D ）に係るものを（ E ）に（ C ）へ提出する。

- ① A：毎年4月1日から3月31日までの期間
B：毎年7月10日まで
C：所轄地方運輸局長
D：毎事業年度
E：毎事業年度の経過後100日以内
- ② A：毎事業年度
B：毎事業年度の経過後100日以内
C：所轄地方運輸局長
D：毎年4月1日から3月31日までの期間
E：毎年7月10日まで
- ③ A：毎事業年度
B：毎事業年度の経過後100日以内
C：国土交通大臣
D：毎年4月1日から3月31日までの期間
E：毎事業年度の経過後100日以内

()

受 番	験 号	
--------	--------	--

試験日： 令和8年1月28日

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（注意事項）

1. 設問の文中において、法令等抜粋している設問の中には文言を一部省略しているものもあります。
2. 各設問の語句の定義については、各法令の定めによります。

I. 次の問題の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1

【貨物自動車運送事業法】（輸送の安全）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送（以下「過積載による運送」という。）の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

【貨物自動車運送事業法】 (○)

第15条第3項

問題 2

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運転者等台帳）

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者等ごとに、法令で定める事項を記載し、かつ、写真を貼り付けた一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (○)

第9条の5

問題 3

【道路交通法】（停車及び駐車を禁止する場所）

車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び交差点の側端又は道路の曲がり角から十メートル以内の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

【道路交通法】 (×)

第44条第1項

誤：十メートル

正：五メートル

問題 4

【労働基準法】（休憩）

使用者は、労働時間が六時間を超える場合には少くとも三十分、八時間を超える場合には少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

【労働基準法】 (×)

第34条

誤: 三十分
正: 四十五分

問題 5

【道路運送車両法】（自動車検査証の有効期間）

車両総重量八トンを超える貨物事業用自動車の自動車検査証の有効期間は二年である。

【道路運送車両法】 (×)

第61条第1項、第2項

誤: 二年
正: 一年

問題 6

【貨物自動車運送事業法】（定義）

この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

一般貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

【貨物自動車運送事業法】 (○)

第2条第1項、第2項

問題 7

【貨物自動車運送事業法施行規則】（届出）

一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であって、役員又は社員に変更があった場合及び定款並びに資本金の額に変更があった場合には、その旨を届け出なければならない。

【貨物自動車運送事業法施行規則】 (×)

第44条

誤: 「及び定款並びに資本金の額」は含まれない

問題 8

【道路運送法】（自動車に関する表示）

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の内側に、使用者の氏名、名称又は記号その他国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

【道路運送法】 (×)

第95条

誤: 内側
正: 外側

問題 9

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者等の選任）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 (×)

第18条第1項

誤: 一未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
正: 一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

問題 1 0

【道路運送車両法】（日常点検整備）

自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

【道路運送車両法】 ()

第47条の2

問題 1 1

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

拘束時間は、一箇月について二百八十四時間を超えず、かつ、一年について三千三百時間を超えないものとする。ただし、労使協定により、一年について八箇月までは、一箇月について三百十時間まで延長することができ、かつ、一年について三千四百時間まで延長することができるものとする。

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】 ()

第4条第1項第1号

**誤: 一年について八箇月までは、
正: 一年について六箇月までは、**

問題 1 2

【労働安全衛生法】（健康診断）

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

【労働安全衛生法】 ()

第66条第1項、第2項

問題 1 3

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（過労運転等の防止）

貨物自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。

また、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならないが、運行管理者がやむを得ないと判断したときはこの限りではない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 ()

第3条第5項、第6項

誤: 運行管理者がやむを得ないと判断したときはこの限りではない。

問題 1 4

【貨物自動車運送事業法】（名義の利用等の禁止）

一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

一般貨物自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

【貨物自動車運送事業法】 ()

第28条第1項、第2項

問題 1 5

【道路運送車両法】（定期点検整備）

貨物自動車運送事業の用に供する自動車は三ヶ月毎に定期点検を行わなければならない。

【道路運送車両法】 ()

第48条

問題 1 6

【貨物自動車運送事業報告規則】（臨時の報告）

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長等から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長等は、当該報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

【貨物自動車運送事業報告規則】 ()

第3条

問題 1 7

【道路運送法】（使用の制限び禁止）

国土交通大臣は、自家用自動車を使用する者が貨物自動車運送事業法第三条若しくは第三十五条第一項の許可を受けず、又は同法第三十六条第一項の届出をしないで、自家用自動車を使用して貨物自動車運送事業を営んだときは、三月以内において期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

【道路運送法】 ()

第81条

誤: 三月

誤: 六月

問題 1 8

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（輸送の安全）

貨物自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通省大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上及び荷主の利便の向上に努めなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 ()

第2条の2

誤:「及び荷主の利便の向上」は該当しない

問題 1 9

【労働基準法】（記録の保存）

使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を三年間保存しなければならない。

【労働基準法】 ()

第109条

誤: 三年

正: 五年

問題 2 0

【貨物自動車運送事業法】（一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表）

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

【貨物自動車運送事業法】 ()

第23条の3

問題 2 1

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】 ()

第2条第5項

問題 2 2

【貨物自動車運送事業法施行規則】（書面の交付）

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第二十四条第二項の規定により書面を交付した場合は、当該書面の写し（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を含む。）を三十日間保存しなければならない。

【貨物自動車運送事業法施行規則】 ()

第13条の7

誤: 三十日間
正: 一年間

問題 2 3

【自動車事故報告規則】（速報）

事業者等は、その使用する自動車について、五人以上の重傷者を生じた事故があったときは、電話、その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

【自動車事故報告規則】 ()

第4条

問題 2 4

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（点呼等）

貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、点呼により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】 ()

第7条第4項

問題 2 5

【道路運送法】（有償旅客運送の禁止）

貨物自動車運送事業を営業者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であつて都道府県知事の許可を受けたときは、この限りではない。

【道路運送法】 ()

第83条

誤: 都道府県知事
正: 国土交通大臣

II. 次の問題の文書の指示に従って設問に答えなさい。

問題 2 6

【自動車事故報告規則】（定義）

事業者が、届出しなければならない事故として自動車事故報告規則に定められている事項について、誤っている事項を①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 運転者の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの
- ② 道路交通法に規定する酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転のいずれかを伴うもの
- ③ 高速自動車国道又は自動車専用道路において、二時間以上自動車の通行を禁止させたもの

【自動車事故報告規則】

(③)

第2条

問題 2 7

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者の業務）

貨物自動車運送事業輸送安全規則に規定されている運行管理者の業務について、誤っている事項を①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

問題27については、問題内容に誤りがございました。

誤っている事項を①～③より1つ選ぶ問題となっておりますが、3つとも正解となります。

- ③ 事業用自動車の事故が発生した場合には、事故の内容を記録し、及びその記録を保存すること。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

(~~③~~)

第20条第1項

問題 2 8

【貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則】（揭示事項等）

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第十一条の規定により、国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように揭示しなければならないが、揭示しなければならない事項として誤っているものを、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 運送約款
- ② 当営業所に選任されている運行管理者の氏名
- ③ 運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）

【貨物自動車運送事業法施行規則】

(②)

第12条

問題 29

【貨物自動車運送事業法】（安全管理規程等）

輸送の安全を確保するために一般貨物自動車運送事業者が安全管理規程に定める遵守すべき事項として正しい事項を、次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ① 運賃及び料金の收受に関する事項
- ② 運行管理者の選任に関する事項
- ③ 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

【貨物自動車運送事業法】

(③)

第14条

問題 30

【貨物自動車運送事業報告規則】（事業報告書及び事業実績報告書）

貨物自動車運送事業報告規則に貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、事業報告書及び事業実績報告書を決められた時期に提出しなければならないとあるが、一般貨物自動車運送事業者が提出する当該報告書の報告期間及び提出時期を次の①から③より1つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

- ・事業報告書は、（ A ）に係るものを（ B ）に（ C ）へ提出する。
- ・事業実績報告書は、（ D ）に係るものを（ E ）に（ C ）へ提出する。

- ① A：毎年4月1日から3月31日までの期間
B：毎年7月10日まで
C：所轄地方運輸局長
D：毎事業年度
E：毎事業年度の経過後100日以内
- ② A：毎事業年度
B：毎事業年度の経過後100日以内
C：所轄地方運輸局長
D：毎年4月1日から3月31日までの期間
E：毎年7月10日まで
- ③ A：毎事業年度
B：毎事業年度の経過後100日以内
C：国土交通大臣
D：毎年4月1日から3月31日までの期間
E：毎事業年度の経過後100日以内

【貨物自動車運送事業報告規則】

(②)

第2条

貨物自動車運送事業法令試験実施結果

関東運輸局

	受験者数	合格者数
令和8年1月	119	95

79.83%

※上記受験者数には令和8年2月18日に実施した法令試験の受験者1名も含む。